

◎新潟県告示第1190号

新潟県統計調査条例（昭和28年新潟県条例第38号）第2条の規定により、県指定統計調査に新潟県保健医療需要調査を指定し、その実施に必要な事項を次のとおり定めた。

平成25年10月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 調査の目的

この調査は、県内の病院及び一般診療所を利用する患者について、その傷病状況の実態及び二次保健医療圏ごとの患者の流入・流出状況を把握し、地域保健医療体制の確保を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

県内の病院及び一般診療所を利用するすべての患者を対象とする。

3 調査年月日

平成25年10月22日（火）から平成25年10月24日（木）までの期間のうち医療施設ごとに定める1日とする。

4 調査事項

性別、出生年月日、患者の住所、入院・外来の種別、受療の状況、紹介の有無、入院患者のみ病床の種別及び救急の状況とする。

5 調査の方法

調査票の記入は、医療施設の管理者が行い、調査票の送付及び回収は、県が行う。

6 結果の集計及び公表

集計は、県福祉保健部が行い、結果の分析後速やかに公表する。